

医心 伝心

労働安全衛生法の一部改正について

富山県医師会理事 高橋 徹

令和7年6月から産業保健・健康スポーツを担当します富山県医師会理事の高橋 徹と申します。今後ともよろしくお願いたします。

さて2025年に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が施行となりました。

- ① 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ② 職場のメンタルヘルス対策の推進
- ③ 化学物質による健康防止対策等の推進
- ④ 機械等による労働災害の防止の促進等
- ⑤ 高齢者の労働災害防止の推進

以上5項目が改正されました。この中で注目すべき改正は職場のメンタルヘルス対策の推進です。現行では50人未満の事業所に対してストレスチェックの施行は努力義務となっていました。今回の改正では3年後に50人未満の事業所でも義務化となります。このため50人未満の事業所よりストレスチェックの実施方法に対し多数の問い合わせが地域産業保健センター（以下「地産保」と言う。）に殺到する可能性があります。

また、ストレスチェックの結果が高ストレスと判定された方は産業医と面接を受ける権利が発生します。面接を希望された場合、50人未満の事業所には嘱託産業医がいないため面接を受けるための産業医を面接希望者個人で探さなければなりません。このため地産保に面接の問い合わせが多数くることが予想され、登録されている産業医の先生方が高ストレス者の面接に対応することになります。

富山県の50人未満の事業所は全体の96%を占めます。50人未満の事業所の全国平均が86%であることから富山県は小規模の事業所が多数を占めていることがわかります。では実際に地産保に登録している産業医の数は充足しているのでしょうか。各地産保の登録産業医は富山地区：27名 高岡地区：50名 砺波地区：23名 魚津地区：24名です。人口10万人当たりで換算すると富山地区：7.4 高

岡地区：17.3 砺波地区：19.4 魚津地区：13.6です。富山県内では富山地区の地産保登録産業医が少ない状態です。小規模事業所が多い富山県では安心できる産業医数ではありません。厚生労働省は地産保に特別予算を組み地産保登録産業医の高ストレス者面接料を増額するとのことですが、対策は十分とはいえません。富山県全体で地産保登録産業医の数を増やし、かつ確保することが重要な対策と考えます。

また、地産保登録産業医の高齢化も問題です。高岡地域産業保健センターの例ですが、登録産業医の平均年齢は65.9歳となっています。最高齢は90歳以上です。新規産業医の育成も今後の課題として急務です。地産保登録産業医の人数を確保しつつ新規産業医を育成していく必要があります。

このため県医師会と地産保そして富山県産業医会が連携して産業医学研修会の内容の充実と特に実地研修会の開催回数を増やすことが重要と考えています。そして、若手の先生方に新規に産業医を取得するよう声掛けして地産保登録産業医数を増やしていかなければなりません。以前の富山県での産業医研修会は内容も開催回数も充実しており他県からも研修会に参加される先生方がおられたと聞いています。

ドイツの宰相のビスマルクが言った一節です。賢者は歴史に学び愚者は経験から学ぶと。高岡医療圏から始まり富山県全体に産業保健の推進に尽力された元高岡市医師会長：藤田嘉文先生と元富山県医師会長：宇野義知先生らの先人の歴史を思い起こし今後の富山県の産業保健と産業医活動に結び付けることが「50人未満の事業所に対するストレスチェック施行の対策」という難局の対応の一つの道標となると思っています。

この難局に対して医師会員の皆様のご協力のもと取り組んでいきたいと思う今日この頃です。よろしくお願いたします。